

県立広島病院 感染対策指針

この指針は、県立広島病院（以下「病院」という）において「患者本位の安全で質の高い医療」を提供することを目的として、患者が安心して医療を受けられる病院運営システムのうち、院内の感染対策を整備するための基本的事項を示すものである。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

病院は、様々な疾病の人が集まり医療的生活を送る特殊な環境のために、感染の発生は一般社会に比べて必然的に多くなる。病院における感染の発生を減少させるとともに、感染症の適正な診療を行うことは病院としての使命である。

病院は、次のような方針で感染対策を行うように努力する。

- 1) 病院は、患者本位の安全で質の高い医療を提供するために、病院に関わるすべての人に必要な感染対策を行う。
- 2) 病院は、地域での感染制御のために、中核的な役割を果たす。
- 3) 病院は、病院職員すべてが感染対策を行えるように科学的根拠に基づいた対策をたて、実践した成果を検証しながら、必要であれば改善する。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

病院全体の感染対策に係る重要事項の協議組織として感染症対策委員会を設置し、さらに医療安全管理部に感染対策推進の実務の遂行者として院内感染対策管理者を置く（医療安全管理指針を参照）。

日常の感染対策活動は、院内感染対策管理者、感染症対策委員会およびその下部組織である各種部会やリンクドクター、リンクナースを通じて実施する。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員一人ひとりが感染対策に対する意識を高め、感染対策の基本的な考え方、具体的な手法等を全職員に対して周知徹底するため、年に2回以上、計画的に研修会を実施する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防および蔓延の防止を図るため、病院における感染の発生状況について週1回作成する感染情報レポート、および院内感染の発生動向監視（サーベイランス）により把握し、必要な場合は病院職員に周知し、情報の共有化を図る。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生を疑う事例が発生した場合には、感染症対策委員会事務局に報告、感染対策チームにて調査を行ない、随時 感染症対策委員会と連携をとりながら対応する。また、保健センター等の行政機関に適時相談し、技術的支援を得る。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者等に感染対策への理解と協力を得るために、院内掲示や病院ホームページに掲載するなど、積極的に閲覧の推進に努める。

7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、感染症対策委員会が「院内感染対策実践マニュアル」を整備し、病院職員すべてが実践できるように啓発や教育を行う。

附 則

本指針は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

本指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本指針は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

本指針は、平成26年4月15日から施行する。

附 則

本指針は、平成28年6月21日から施行する。